

第3回 イラン核合意からの米国の離脱

弁護士 赤崎 雄作



弁護士

赤崎 雄作
(あかさき・ゆうさく)

〈出身大学〉
東京大学法学部
京都大学法科大学院
米国カリフォルニア大学
ロサンゼルス校ロースクール
(LL.M.)

〈経歴〉
2008年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新61期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
会社法務、金融法務
渉外法務、競争法関係
民事法務、商事法務

1 はじめに

2018年5月8日に、米国のトランプ大統領は、米国がJCPOAと呼ばれる核合意から離脱することを表明しました。これを受けて種々の報道がなされておりますが、本稿では、そもそも核合意とは何か、米国の核合意離脱の意味すること及び中東でのビジネスを展開する日系企業に与える影響について触れたいと思います。なお、本稿の記載は、本稿作成日(2018年5月31日)時点での情報を元にしております。

2 核合意とは何か

今回、米国が離脱することを表明したのは、2015年10月に採択された包括共同作業計画(JCPOA)と呼ばれる核合意で、国連の常任理事国及びドイツの合計6カ国がその当事者となっているものでした。その内容は、イランが核開発の規模を一定程度以下に低減させた場合に、イランに対する制裁緩和がなされることを主たる内容とするものでした。

その後、2016年1月に、イランが上記合意を履行していることが国際原子力機関(IAEA)によって確認され(履行日)、同時に各経済制裁の緩和がなされました。

なお、上記のとおり核合意は6カ国間の合意であり、本来、米国の一方的な意思でそれを破棄することはできません。今回の離脱表明はトランプ大統領だからこそあり得たと言えるかもしれません。

3 離脱表明が意味すること

JCPOAによって、米国によるNon US Personに対する経済制裁(いわゆる二次制裁)は緩和され、日系企業を含めた各国企業において、イランビジネスの拡大に対する期待が高まっておりました。ただ、どのような行為が許容され、どのような行為が経済制裁の対象となるのが必ずしも明確ではなく、2016年1月から2年以上が経過しても、日系企業によるイランビジネスの拡大は限定的なものであったと思われるかもしれません。海外取引をされている日系企業は、通常米国企業との取引や米ドルでの取引を有しておりますが、米国の経済制裁に抵触するとこれらの取引が不可能となるため、

慎重にならざるを得なかったためです。

今般、米国がJCPOA離脱を表明したのと同じ日に、国家安全保障大統領覚書(NSPM)が発表され、一定の猶予期間後、具体的には2018年11月4日以降は、JCPOAの履行日以降緩和されていた経済制裁が完全に復活することが予定されています。なお、一部の経済制裁については、2018年8月6日以降に復活することが予定されており、留意が必要です。

なお、本年5月8日に先立って締結された契約書に基づき、Non US Personが猶予期間経過前に完全にイラン企業に提供した商品又はサービスについて(ただし、提供時点で経済制裁に反していないことが必要です。)、当該イラン企業に対して債権を有する場合は、猶予期間経過後に、当該契約書に従い当該債権に関する支払を受けることは、経済制裁の対象にはならないとされています。また、同様の貸金債権を有するNon US Personが、猶予期間経過後に、当該貸金の弁済を受けることも許容されます。ただし、支払を受ける際に、米ドルでの支払を受けることができない点には留意が必要です。

4 ビジネスへの影響

上記の通り、JCPOAの履行日の到来により一旦緩和されたNon US Personに対する二次制裁が元通りに強化されることが予定されており、日系企業が猶予期間経過後にイラン企業との取引をすることにより、その制裁対象となります。これにより、ただでさえ限定的であったイランビジネスは、縮小傾向とならざるを得ないように思われます。

筆者のドバイでの実務研修自体の経験上、JCPOAの履行期後の経済制裁緩和中であっても、ドバイの金融機関はイランとの関係に非常に敏感であり、イランの「イ」の字が登場するだけで、当該顧客との取引停止をする等の対応をとるケースも見られました。今般の米国のJCPOA離脱により、その傾向がより一層強まることが予測されますので、ドバイを含めた中東でのビジネスを展開される場合にはそのことを念頭に置かれる必要があろうと考えます。